群馬県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付要綱

制定　令和８年６月１６日　野花第３０４８８－２号

（趣旨）

第１　知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和８年１月１４日付け７農産第３６７８号農林水産事務次官依命通知)及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和８年４月７日付け７農産５５２４号農林水産事務次官依命通知。以下これらを「国交付等要綱」という。）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和８年１月１４日付け７農産第３８５６号農林水産省農産局長通知)及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和８年４月７日付け７農産第５５２５号農林水産省農産局長通知。以下これらを「国要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和３１年群馬県規則第６８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第２　この要綱による交付の対象となる事業、経費及び補助率等は、国交付等要綱及び別表に定めるとおりとする。

（補助事業者）

第３　補助事業者（規則第５条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかとする。

（１）市町村

（２）群馬県農業再生協議会

（３）国交付等要綱第４の（３）に定める地域農業再生協議会　（以下「地域協議会」という。）

（４）リース方式による農業機械等の導入に取り組む場合にあっては、リース事業者

２　補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第２号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（８）暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助金の申請）

第４　規則第４条第１項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業ごとに別記様式第１号により、知事又は所長が指示する日までに申請するものとする。

（交付の条件）

第５　知事又は所長は、規則第６条第２項の規定に基づき、交付の決定に次に掲げる条件を付すものとする。

（１）規則、この要綱、国交付等要綱その他のスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業について定められた規則等に従うこと。

（２）取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）第１３条第４号の規定により農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とすること。

（３）取得財産等のうち適正化法施行令第１３条第５号の規定により農林水産大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のソフトウェアとすること。

（４）補助金は、補助事業以外の用途にこれを使用してはならないこと。

（５）補助事業の遂行において第３第２項に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

（６）その他、知事又は所長が必要と認める条件。

２　知事又は所長は、市町村以外の補助事業者に対して補助金の交付を決定するときは、規則第６条第２項の規定に基づき、前項に加え、国交付等要綱第２９及び次に掲げる条件を付すものとする。

（１）補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

（２）補助事業者は、（１）により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国交付等要綱別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

（３）国交付等要綱別表１に掲げる取組主体は、国要領別記１－２の第１７の規定に基づき、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末日までに報告しなければならないこと。また、果樹の改植の取組については、前記評価の報告に加えて、事業実施年度から５年度目に中間的な評価を実施し、報告しなければならないこと。

（間接補助事業）

第６　補助事業者は、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないで補助金を交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の間接補助金の交付をする場合は、国交付等要綱第２９及び本要綱第５第２項に掲げる条件に準じた条件を付すものとする。

３　第１項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

４　補助事業者は、間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、間接補助金の交付を取り消すものとする。

５　補助事業者は､間接補助事業者が暴力団等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

（着工）
第７　事業の着工は、規則第５条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、補助事業者はその理由を明記した別記様式第２号による交付決定前着手届を知事又は所長に届け出なければならない。

（変更承認申請）
第８　補助事業者は、規則第９条第１項各号に掲げる事項を行おうとする場合、別記様式第３号により申請するものとする。この場合において、規則同条同項第１号の知事又は所長があらかじめ認める軽微な変更は、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）
第９　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を知事又は所長に提出し、その指示を受けなければならない。
２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（遂行状況報告）
第１０　規則第１０条に規定する報告は、補助事業に係る年度の１２月３１日現在において、別記様式第５号による事業遂行状況報告書を当該年度の１月１０日までに知事又は所長に提出するものとする。
　ただし、第１１による概算払の請求をもってこれに代えることができるものとする。
２　知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（概算払）
第１１　補助事業者は、規則第７条第２項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、別記様式第６号による概算払請求書を知事又は所長に提出するものとする。
２　補助事業者は、概算払により間接補助事業者に交付すべき補助金の交付を受けた場合においては、当該補助金を遅延なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）
第１２　規則第１１条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第７号のとおりとする。
２　実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後１月又は翌年度の４月３日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。
３　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月２３日までに別記様式第８号による年度終了実績報告書を作成し、知事又は所長に提出しなければならない。

（額の確定）
第１３　第１２第１項及び第２項の規定による報告を受けた場合に、知事又は所長は、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の取扱い）
第１４　申請者又は補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対

象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

（１）第４の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、申請者は、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

（２）第１２の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、申請者は、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第５条第１項に基づく補助金の交付決定を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第７条第１項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。

（３）額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、申請者は、消費税等仕入控除税額が確定し次第、別記様式第９号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、申請者は、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月１５日までに、同様式により、知事又は所長に報告しなければならない。

（書類の保管）

第１５　補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間内においては、国交付等要綱別記様式第１０号による財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

（補助金調書）

第１６　市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国交付等要綱別記様式第１１号による補助金調書を作成しておかなければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

（財産管理）

第１７　補助事業者は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。

３　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条の規定により財産の処分が制限される期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

４　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

５　第２項の規定は第４項の規定による承認をする場合において準用する。

附則

１　この要綱は、令和８年６月１６日から適用する。

（別表）交付対象となる事業及び経費並びに補助率等

事業名	経費	補助率	重　要　な　変　更
群馬県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業	スマート農業･農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領別記１－２の第５の２及びスマート農業･農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領別記１－２の第５の２に基づいて行う事業に要する経費	定額 １/２以内 ６/１０以内 （さとうきびに限る。）	・補助事業者の変更 ・事業の新設、中止又は廃止 ・事業費の３割を超える増又は補助金等の増 ・事業費又は補助金等の３割を超える減